令和2年2月14日京 丹後市役所

## 職員の懲戒処分について

1 処分理由 職務怠慢及び信用失墜行為(地方公務員法第29条第1項第1号及び 第2号該当)

令和元年5月から11月までの間、業者への支払遅延及び未処理、スポーツクラブ等への還付金未処理、収入金調定遅延及び未処理など、不適切な財務事務処理(計66件)を行った。

- 2 処分内容 懲戒 戒告
- 3 処分年月日 令和2年2月14日
- 4 被 処 分 者 教育委員会事務局 生涯学習課 主査 5 6 歳 女性
- 5 そ の 他 管理監督責任として、教育次長を口頭注意、生涯学習課長を文書訓告 とした。
- 6 市長のお詫びの言葉

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、関係の皆様、市 民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないよう、関係職員に 十分注意し、一層の指揮監督に努めます。

7 教育長(任命権者)のお詫びの言葉

この度のことにつきまして、関係の皆様、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。 この事態を重く受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

> お問い合わせ先 市長公室人事課

電話:0772-69-0150